

議案第 101 号

行政機構の改革に伴う関係条例の整理について

行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 12 月 11 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(四万十町公告式条例の一部改正)

第 1 条 四万十町公告式条例（平成 18 年四万十町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「大正総合支所」を「大正地域振興局」に改め、同項第 3 号中「十和総合支所」を「十和地域振興局」に改める。

(四万十町行政組織条例の一部改正)

第 2 条 四万十町行政組織条例（平成 18 年四万十町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

	「総務課		「総務課	
	企画課		危機管理課	
第 1 条中	管財契約課	を	企画課	に改める。
	税務課		税務課	
	町民課		町民環境課」	
	環境課		」	

第 2 条を次のように改める。

(分掌事務)

第 2 条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

総務課

- (1) 議会及び条例、規則並びに行政一般に関する事項
- (2) 人事、給与その他職員に関する事項
- (3) 予算及び財務に関する事項
- (4) 秘書、儀式、栄典、褒章及び表彰に関する事項
- (5) 文書、行政手続、情報公開及び個人情報保護の総括に関する事項
- (6) 財産（町税及びこれに附帯する債権を除く。）の総括に関する事項
- (7) 動産及び不動産の借上げの総括に関する事項（他の課の主管に属するもの

を除く。)

(8) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事項（他の課の主管に属するものを除く。)

(9) 財産（立木を除く。）及び借上げ建物に係る災害共済及び損害保険に関する事項

(10) 庁舎（支所及びこれらに附属する施設を含む。）の整備及び維持管理並びに各課等の配置に関する事項

(11) 庁内取締りに関する事項

(12) 入札及び契約に関する事項

(13) 他の課の所管に属さない事項

危機管理課

(1) 危機管理、国民保護に関する事項

(2) 消防、水防、防災、防犯に関する事項

(3) 交通安全に関する事項

企画課

(1) 町政全般に対する町民の要望及び町民協働の推進に関する事項

(2) 行政施策の総合的な企画立案及び調整に関する事項

(3) 広報、広聴及び地域自治に関する事項

(4) 情報化施策の企画調整及び行政情報ネットワークの管理運用に関する事項

(5) 行政経営改革及び合併調整に関する事項

(6) 広域行政に関する事項

(7) 公共交通に関する事項

(8) 統計に関する事項

(9) 国際交流及び地域間交流に関する事項

(10) 地域振興に関する事項

(11) 文化振興に関する事項

税務課

(1) 町税及び県民税に関する事項

(2) 国民健康保険税に関する事項

(3) 固定資産に関する事項

(4) 税外債権の滞納整理及び処分に関する事項

町民環境課

(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項

(2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項

(3) 老人保健医療に関する事項

(4) 後期高齢者医療に関する事項

(5) 人権対策及び男女共同参画に関する事項

- (6) 児童福祉及び母子福祉に関する事項
- (7) 環境に関する事項
- (8) 公害の防止に関する事項
- (9) 四万十川対策に関する事項

健康福祉課

- (1) 健康及び保健衛生に関する事項
- (2) 診療所、へき地医療及び救急医療等に関する事項
- (3) 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び母子保健その他社会福祉に関する事項（保育所に関する事項を除く。）
- (4) 介護保険に関する事項

農林水産課

- (1) 農業及び畜産業に関する事項
- (2) 森林及び林業に関する事項
- (3) 水産業に関する事項
- (4) 食料及び食品産業に関する事項

商工観光課

- (1) 商業及び工業に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 労働及び消費者に関する事項

建設課

- (1) 道路及び河川に関する事項
- (2) 漁港及び土地改良に関する事項
- (3) 住宅及び建築に関する事項
- (4) 都市計画及び都市整備に関する事項
- (5) 農山村整備に関する事項
- (6) 公園及び緑地に関する事項
- (7) 国土調査に関する事項
- (8) 法定外公共物に関する事項

上下水道課

- (1) 上水道及び簡易水道に関する事項
 - (2) 下水道及び農業集落排水施設に関する事項
- （四万十町支所及び出張所設置条例の一部改正）

第3条 四万十町支所及び出張所設置条例（平成18年四万十町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

- (1) 支所

名称	位置	所管区域
----	----	------

四万十町大正地域振興局	四万十町大正380番地	合併前の大正町の区域
四万十町十和地域振興局	四万十町十川145番地 3	合併前の十和村の区域

(2) 出張所

名称	位置	所管区域
四万十町興津出張所	四万十町興津1567番地	四万十町興津

第3条第1項中「総合支所」を「支所」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) その他町長が必要と認めること。

(四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年四万十町条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合支所」を「地域振興局」に改める。

(四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第5条 四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成18年四万十町条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「環境課」を「町民環境課」に改める。

(四万十町環境基本条例の一部改正)

第6条 四万十町環境基本条例（平成18年四万十町条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「四万十町環境保全審議会」を「四万十町環境審議会」に改める。

第15条中「環境課」を「町民環境課」に改める。

(四万十町災害対策本部設置条例の一部改正)

第7条 四万十町災害対策本部設置条例（平成18年四万十町条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総合支所」を「地域振興局」に改める。

(四万十町地域審議会条例の一部改正)

第8条 四万十町地域審議会条例（平成18年四万十町条例第208号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号及び第9条中「総合支所」を「地域振興局」に改める。

(四万十町集会所等条例の一部改正)

第9条 四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「町民課」を「町民環境課」に、「

四万十町大正北ノ 川多目的集会所	四万十町大正北ノ 川 363 番地 5	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正総合支所 産業建設課
---------------------	------------------------	----------------------------	-----------------

四万十町江師生活 改善センター	四万十町江師 178 番地 7	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正総合支所 産業建設課
--------------------	--------------------	----------------------------	-----------------

」を「

四万十町大正北ノ 川多目的集会所	四万十町大正北ノ 川 363 番地 5	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正地域振興局 地域振興課
四万十町江師生活 改善センター	四万十町江師 178 番地 7	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正地域振興局 地域振興課

」に、「大正総合支所」を「大正地域振興局」に、「十和総合支所産業建設課」を「十和地域振興局地域振興課」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。